

●金沢市病院事業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、金沢市立病院の使用料（病院に附置する駐車場の使用料を除く。）の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）第22条第3項の規定により告示します。

令和3年4月1日

金沢市病院事業管理者 高田 重男

1 委託した者の氏名及び住所

氏名	住所
内田 清隆	金沢市大手町7番13号

2 委託した事務

金沢市立病院の使用料（病院に附置する駐車場の使用料を除く。）の収納事務

3 委託した期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで